

共同吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

2025年11月17日

吸収分割会社：ユニチカ株式会社

吸収分割会社：日本エステル株式会社

吸収分割承継会社：ユニチカエステル株式会社

2025年11月17日

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
ユニチカ株式会社
代表取締役 藤井 実

愛知県岡崎市日名北町4番地1
日本エステル株式会社
代表取締役 古賀 裕久

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
ユニチカエステル株式会社
代表取締役 藤井 実

共同吸収分割に係る事前開示事項

ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」といいます。）、日本エステル株式会社（以下「日本エステル」といいます。）とユニチカエステル株式会社（以下「ユニチカエステル」といいます。）は、ユニチカ及び日本エステルを吸収分割会社、ユニチカエステルを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件共同吸収分割」といいます。）に係る共同吸収分割契約を2025年11月4日付で締結しました。

本件共同分割について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条及び会社法施行規則第192条の定めにより、下記の書類を備え置くことといたします。

記

1. 共同吸収分割契約書の内容に関する事項

別紙1 共同吸収分割契約書のとおりです。

2. 分割対価の定めがないことの相当性に関する事項

ユニチカエステルがユニチカの完全子会社であること、日本エステルとユニチカエステルがユニチカを完全親会社とする共通支配下関係にあることから、ユニチカエステルは、本件共同吸収分割に際し、ユニチカ及び日本エステルに対して、株式、金銭その他の対価

の交付を行いません。

3. 吸収分割会社（ユニチカ、日本エステル）に関する事項

（吸収分割会社　ユニチカ）

（1）最終事業年度に係る計算書類等

ユニチカは、有価証券報告書を近畿財務局に提出しています。最終事業年度の係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は下記のWebサイトよりご覧ください。

<https://www.unitika.co.jp/ir/report/>

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

（吸収分割会社　日本エステル）

（1）最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社（ユニチカエステル）に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等

別紙3のとおりです。ユニチカエステルには最終事業年度がないため、ユニチカエステルの成立の日における貸借対照表の内容を記載しています。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。ユニチカエステルには最終事業年度がないため、「最終事業年度の末日」は、「ユニチカエステル成立の日」と読み替えています。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。ユニチカエステルには最終事業年度がないため、「最終事

業年度の末日」は、「ユニチカエステル成立の日」と読み替えています。

6. 吸収分割の効力発生後における分割会社（ユニチカ、日本エステル）及び吸収分割承継会社（ユニチカエステル）の債務の履行の見込みに関する事項

本件共同吸収分割後に予想される、ユニチカ、日本エステル及びユニチカエステルの資産及び負債の額、並びに収益状況等について検討した結果、本件吸収分割後のユニチカ及びユニチカエステルの資産の額は、負債の額を上回る見込みであり、また、両社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されていません。日本エステルについては、本件吸収分割後は債務超過となる見込みですが、ユニチカの完全子会社であることから、第三者への債務の履行に支障を及ぼすことはないと判断しております。

従いまして、本件共同吸収分割後のユニチカ、日本エステル及びユニチカエステルの負担すべき債務につき、それぞれ債務の履行の見込みがあるものと判断しています。

以 上

(別紙1)

共同吸収分割契約書

ユニチカ株式会社（以下「甲」という。）及び日本エステル株式会社（以下「乙」という。）は各自の承継事業（第1条に定義される。）に関して有する権利義務等を、ユニチカエステル株式会社（以下「承継会社」という。）に承継させるために、以下のとおり共同吸収分割契約書（以下「本分割契約」という。）を締結する。

第1条（共同吸収分割）

甲及び乙は、本分割契約の定めに従い、本効力発生日（第3条に定義する。）をもって、以下に記載する各自の事業（以下「承継事業」という。）に関して有する別紙2記載の資産、債務、契約その他の権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。（以下「本件分割」という。）

甲の事業：スパンボンド（SB）事業（スパンレース事業を除く。）、ステープル・ファイバー（SF）事業、ポリエステル高強力糸（ETY）事業、ETY事業及び合織紡事業に関する外部委託加工事業

乙の事業：ポリエステル重合事業、ステープル・ファイバー（SF）事業、フィラメント（FIL）事業（ユニチカトレーディング株式会社の事業及び同社の子会社の事業を除く。）

第2条（分割当時会社の商号及び住所）

本件分割における当事会社の商号及び住所は以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

甲：大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
ユニチカ株式会社

乙：大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
日本エステル株式会社

（2）吸収分割承継会社

大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
ユニチカエステル株式会社

第3条（効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和7年12月30日とする。但し、手続の進行に応じ必要ある場合は、甲、乙及び承継会社が協議のうえこ

れを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

1. 承継会社は、本件分割に際し、別紙記載の資産、債務及び契約上の地位その他の権利義務を承継する。
2. 前項に基づき承継会社が甲及び乙から承継する債務及び義務に関しては、重畳的債務引受の方法により承継される。ただし、この場合における、甲と承継会社、または乙と承継会社との間の最終的な債務及び義務の負担者は承継会社とし、当該承継される債務及び義務について、甲又は乙が履行その他の負担をしたときは、負担した甲又は乙は、承継会社に対してその負担の全部を求償することができる。

第5条（分割対価の交付）

承継会社が甲の完全子会社であること、乙と承継会社が甲を完全親会社とする共通支配下関係にあることから、承継会社は、本件共同吸収分割に際し、甲及び乙に対して、株式、金銭その他の対価の交付を行わない。

第6条（増加する資本金及び準備金等の額）

本件分割により、承継会社の資本金及び準備金の額は増減しない。

第7条（分割承認決議）

甲、乙及び承継会社は、効力発生日の前日までに、本分割契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。なお、甲は会社法第784条第2項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。

第8条（本分割契約の変更等）

効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲、乙又は承継会社の財産その他の権利義務又は経営状態に重大な悪影響が生じた場合は、甲、乙及び承継会社の合意により、本分割契約に定める条件を変更し、又は本分割契約を解除することができる。

第9条（競業避止義務の免除）

甲及び乙は、別途合意する場合を除き、効力発生日以降、承継事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わないものとする。

第10条（その他）

本分割契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本分割契約の趣旨に従って、甲、乙及び承継会社の協議によってこれを定めるものとする。

以上

令和7年11月4日

甲： 大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
ユニチカ株式会社
代表取締役社長 藤井 実

乙： 愛知県岡崎市日名北町4番地1
日本エステル株式会社
代表取締役社長 古賀 裕久

承継会社： 大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
ユニチカエステル株式会社
代表取締役社長 藤井 実

承継権利義務一覧表

本件分割により、承継会社が甲及び乙から承継する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務は、第3条に定める効力発生日において、承継事業のみに属する以下のものとする。

甲：ユニチカ株式会社

1. 資産

(1) 棚卸資産

第1条の事業を営むにあたって必要となる棚卸在庫（製品、原料、仕掛品、貯蔵品）

(2) 有形固定資産

対象事業に属する土地、建物、設備等

① 土地

	所在地	面積	地目
1	葵町18番2	49.00	雑種地
2	葵町19番2	367.00	雑種地
3	大門1丁目9番2	386.32	宅地
4	日名北町4番1	30,285.09	宅地
5	日名北町4番2	18,995.18	宅地
6	日名北町4番17	301.80	宅地
7	日名北町4番26	15,112.14	宅地
8	日名北町4番27	1,935.91	宅地
9	日名北町4番28	32,968.58	宅地
10	日名北町4番29	16,030.92	宅地
11	日名北町4番48	3,691.60	宅地
12	日名北町4番50	4,236.98	宅地
13	日名北町4番51	776.44	宅地
14	日名北町4番52	837.67	宅地
15	日名北町4番56	5,444.75	宅地
16	日名北町4番57	112.28	宅地
17	日名北町4番58	5,491.37	宅地
18	日名北町4番59	1,851.15	宅地
19	日名北町4番60	47,583.14	宅地
20	日名北町4番61	88.33	宅地

21	日名北町4番62	1,423.68	宅地
22	日名北町4番63	23.21	宅地
23	日名北町4番64	3,508.75	宅地
24	日名北町4番65	3,913.30	宅地
25	日名北町4番66	339.96	宅地
26	日名北町6番	1,177.00	雑種地（鉄軌道用地）
27	日名北町7番	1,260.00	雑種地（鉄軌道用地）
28	日名北町8番	2,021.00	雑種地（鉄軌道用地）
	合計	200,212.55	

② 建物

	所在地	面積	建築年
1	日名北町4番地1の1	106.88	S43
2	日名北町4番地1の1	2,703.36	S43
3	日名北町4番地1の7	345.45	S11
4	日名北町4番地1の7	176.03	S11
5	日名北町4番地1の7	52.06	S11
6	日名北町4番地1の7	36.36	S11
7	日名北町4番地1の7符31	46.93	S63
8	日名北町4番地1の7符31	79.33	S11
9	日名北町4番地1の7符31	90.90	S11
10	日名北町4番地1の7符31	264.46	S12
11	日名北町4番地1の7符31	17.35	S11
12	日名北町4番地1の7符31	54.54	S11
13	日名北町4番地1の7符31	1,272.72	S11
14	日名北町4番地1の7符117	229.71	S11
15	日名北町4番地1の7符2	17.85	S11
16	日名北町4番地1の7符12	403.30	S12
17	日名北町4番地1の7符150	1,421.48	S39
18	日名北町4番地1の7符149	203.06	S39
19	日名北町4番地1の7符149	7.20	S39
20	日名北町4番地1の7符160	586.00	S39
21	日名北町4番地1の2	2,471.01	H5
22	日名北町4番地1の2符1	95.11	H5
23	日名北町4番地1（未登記）	9.84	S39

24	日名北町4番地1の7符179	57.00	H13
25	日名北町4番地1の1符2	8.91	H13
26	日名北町4番地1の1符1	49.24	H13
27	日名北町4番地1の7符178	39.00	H14
28	日名北町4番地1の7符130	19.83	S11
29	日名北町4番地1の7符131	340.09	S35
30	日名北町4番地2の1外有り	2,929.14	S50
31	日名北町4番地2の1外有り	5122.85	S62
32	日名北町4番地2の1外有り	4591.76	H3
33	日名北町4番地2の1外有り	2,616.58	S56
34	日名北町4番地2の1外有り	1,005.36	S60
35	日名北町4番地2の1外有り符2	120	H4
36	日名北町4番地2の6	12.60	S50
37	日名北町4番地2の1外有り符1	112.06	S63
38	日名北町4番地2の3	71.14	S56
39	日名北町4番地2の2	189.00	H13
40	日名北町4番地2の2符1	151.20	H13
41	日名北町4番地2の1外有り符3	38.61	H15
42	日名北町4番地2の5	10.00	S55
43	日名北町4番地2の4	48	S55
44	日名北町4番地18	33.46	H5
45	日名北町4番地20(未登記)	26.25	S48
46	日名北町4番地20(未登記)	4.86	不詳
47	日名北町4番地20(未登記)	26.98	不詳
48	日名北町4番地20の3	28.61	S46
49	日名北町4番地20(未登記)	9.72	H3
50	日名北町4番地26外有り	13316.34	S44
51	日名北町4番地26(未登記)外有り	12.4	S58
52	日名北町4番地26の2	61	H7
53	日名北町4番地26外有り符1	5.6	S51
54	日名北町4番地26外有り符2	13.22	H30
55	日名北町4番地27外有り	16.01	S51
56	日名北町4番地28符2	7851.33	S12
57	日名北町4番地28符2	165.48	S31
58	日名北町4番地28	2185.42	S12

59	日名北町 4 番地 28	3616.3	H5
60	日名北町 4 番地 28 (未登記)	43.63	S33
61	日名北町 4 番地 28 (未登記)	39.93	S12
62	日名北町 4 番地 56 の 1 外有り	416.52	S12
63	日名北町 4 番地 56 の 1 外有り符 1	120.6	S39
64	日名北町 4 番地 56 の 1 外有り符 1	119	S12
65	日名北町 4 番地 56 の 1 外有り符 2	395.54	S40
66	日名北町 4 番地 56 の 1 外有り符 3	630	H13
67	日名北町 4 番地 56 の 2	602.25	S12
68	日名北町 4 番地 58 の 2	1676.54	S12
69	日名北町 4 番地 58 の 1	2221.48	S12
70	日名北町 4 番地 60 の 2	1224	S39
71	日名北町 4 番地 60 の 2	414.36	S45
72	日名北町 4 番地 60 の 2	408	S44
73	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 12	167.84	H1
74	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 2	206.57	S33
75	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 6	3.6	S30
76	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り	202.6	H3
77	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り	2203.9	S12
78	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り	75.83	S36
79	日名北町 4 番地 60 の 3	314.67	S39
80	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 10	76.14	S51
81	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 11	62.34	S51
82	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 9	101.28	S51
83	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 1	336.59	S28
84	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 1	222.41	S36
85	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 4	119.44	S39
86	日名北町 4 番地 60 の 1 外有り符 7	225	S42
87	日名北町 4 番地 60 (未登記) 外有り	75.6	S51
	合計	68,301.94	

③ その他の固定資産（土地・建物以外）

第 1 条の事業を営むにあたって必要となる不動産以外の固定資産

- ・ スパンボンド事業：スパンボンド製造設備 7 系列、他
- ・ ETY 事業：固相重合設備 3 系列、チップ紡糸延伸設備 7 系列、他
- ・ その他

(3) 無形固定資産

① 知的財産権

第1条の事業を営むにあたって必要となる知的財産（特許、商標他）

但し、甲が承継会社に対して実施許諾をする予定のものは除く

2. 債務

(1) 保証金（賃貸契約の預り金）

(2) 引当金（PCB 引当金）

3. その他の契約及び権利義務等

(1) 承継事業のみに関する契約上の地位及びそれに付随する権利義務の一切

(2) 承継事業に属する許可・認可・登録・届け出等のうち法令上承継可能なもの

乙：日本エステル株式会社

1. 資産

(1) 現預金

(2) 棚卸資産

第1条の事業を営むにあたって必要となる棚卸在庫（製品、原料、仕掛品、貯蔵品）

(3) 有形固定資産

対象事業に属する土地、建物、設備等

① 土地

	所在地	面積	地目
1	井田西町 11 番 1	4,396.72	宅地
2	井田西町 11 番 2	380.33	宅地
3	井田西町 11 番 3	157.43	宅地
4	日名北町 2 番 1	11,978.74	宅地
5	日名北町 2 番 2	2,267.86	宅地
6	日名北町 2 番 3	104.00	雑種地（宅地）
7	日名北町 4 番 18	18,367.64	宅地
8	日名北町 4 番 19	2,251.29	宅地
9	日名北町 4 番 20	54,266.25	宅地
10	日名北町 4 番 22	6,928.21	宅地
11	日名北町 4 番 23	15,599.56	宅地
12	日名北町 4 番 24	1,646.79	宅地
13	日名北町 4 番 25	1,934.56	宅地
14	日名北町 4 番 30	249.08	宅地

	合計	120,528.46	
--	----	------------	--

② 建物

	所在地	面積	建築年
1	日名北町4番地1の4	507.94	S46
2	日名北町4番地1の5	180.00	S39
3	日名北町4番地1外有り（未登記）	93.39	S54
4	日名北町4番地1の9外有り	61.95	S56
5	日名北町4番地1の9外有り	37.76	不詳
6	日名北町4番地1の8	21.00	S44
7	日名北町4番地20の2外有り符1	7,550.14	S12
8	日名北町4番地20の2外有り符1	3,511.79	S12
9	日名北町4番地20の2外有り符1	3,852.79	S12
10	日名北町4番地20の2外有り符1	2,185.42	S12
11	日名北町4番地20の2外有り符1	178.97	S12
12	日名北町4番地20の2外有り符1	1,172.81	S39
13	日名北町4番地20の2外有り符1	672.00	S40
14	日名北町4番地20の2外有り符1	238.57	S41
15	日名北町4番地20の2外有り符1	819.00	S41
16	日名北町4番地20の2外有り符1	2,340.00	S45
17	日名北町4番地20の2外有り符1	4,366.35	S45
18	日名北町4番地20の2外有り符1	1,285.22	S45
19	日名北町4番地20の2外有り符17	116.72	S39
20	日名北町4番地20の2外有り符18	2,940.62	S39
21	日名北町4番地20の2外有り	13,804.65	S40
22	日名北町4番地20の2外有り	66.67	S39
23	日名北町4番地20の2外有り	4,938.19	S45
24	日名北町4番地20の2外有り	4,231.25	S46
25	日名北町4番地20の2外有り符4	852.00	S39
26	日名北町4番地20の2外有り符20	1,234.03	S41
27	日名北町4番地20の2外有り符20	971.52	S42
28	日名北町4番地20の2外有り符24	2,206.96	S44
29	日名北町4番地20の2外有り符21	15,846.66	S43
30	日名北町4番地20の2外有り符21	9,087.68	S44
31	日名北町4番地20の2外有り符21	6324.06	S45

32	日名北町4番地20の2外有り符21	5777.67	S46
33	日名北町4番地20の2外有り符21	2,009.20	S47
34	日名北町4番地20の2外有り符21	1,172.70	S49
35	日名北町4番地20の2外有り符21	695.4	S52
36	日名北町4番地20の2外有り符23	448.34	S43
37	日名北町4番地20の2外有り符23	218.77	S44
38	日名北町4番地20の2外有り符22	480.00	S43
39	日名北町4番地20の2外有り符26	65.55	S43
40	日名北町4番地20の2外有り符27	887.09	S46
41	日名北町4番地20の2外有り符29	4,397.12	S46
42	日名北町4番地20の2外有り符32	61.88	S52
43	日名北町4番地20の2外有り符33	56.92	S52
44	日名北町4番地20の8	56.95	S53
45	日名北町4番地20符7	1057.85	S12
46	日名北町4番地20の4	136.36	S59
47	日名北町4番地20の4	27.39	H4
48	日名北町4番地20の5	49.01	H2
49	日名北町4番地20の6	85.07	H3
50	日名北町4番地20	9.22	S12
51	日名北町4番地20	502.28	S12
52	日名北町4番地20の7	18.49	S49
53	日名北町4番地20の2外有り符34	9.56	H30
54	日名北町4番地20の2外有り符35	280.36	R2
55	日名北町4番地26の3	73.25	S58
	合計	110,272.54	

③ その他固定資産（土地・建物以外）

第1条の事業を営むにあたって必要となる土地・建物以外の固定資産

- ・ ポリエステル重合事業：ポリエステル・チップ生産設備一式、連続エステル化3系列、連続重合2系列、バッチ重合12機台、固相重合4系列
- ・ 接着剤用ポリエステル樹脂生産設備：バッチ重合3系列、他
- ・ ステープル・ファイバー事業：紡糸設備8系列、延伸設備10系列、他
- ・ その他

(4) 無形固定資産

① 知的財産権

第1条の事業を営むにあたって必要となる知的財産（特許、商標他）

但し、乙が承継会社に対して実施許諾をする予定のものは除く

2. 債務

(1) 預り金（預り金ローン）

(2) 引当金（PCB引当金）

3. その他の契約及び権利義務等

(1) 承継事業のみに関する契約上の地位及びそれに付随する権利義務の一切

(2) 承継事業に属する許可・認可・登録・届け出等のうち法令上承継可能なもの

以上

(別紙2)

事 業 報 告

第68期 2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

日本エステル株式会社
代表取締役社長 古賀 裕久

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の業容は、国内経済が緩やかな回復基調で推移した一方、人件費や物流コストの上昇、地政学的リスクの長期化などに加え、米国の通商政策の動向や中国経済の減速などの影響で、先行きに対する不透明感は依然として残っており、ユニチカグループからの生産要望量は前期と比較して停滞、減少の動きが観られました。その結果、当社の生産、販売量は、短纖維、長纖維、樹脂共に前期対比で減少し、当期の販売量は 35,091 トンと前期比で 2,186 トン減少しました。

部門別の販売状況は次のとおりです。

＜短纖維＞

販売量は、11,320 トンと前期比で 1,146 トン減少いたしました。

＜長纖維＞

販売量は、2,482 トンと前期比で 285 トン減少いたしました。

＜ポリエステル樹脂＞

総販売量は 21,289 トンと前期比で 755 トン減少いたしました。

このような状況の下、ユニチカグループは、株式会社地域経済活性化支援機構（以降、『機構』と略します）の支援による事業再生計画を 2024 年 11 月 28 日に公表し、2025 年 2 月 7 日に、当社を含む不採算事業からの撤退等を骨子とした事業再生計画の実行を決定しました。

当社の当期の売上高は 13,948 百万円と前期比 291 百万円の減収、経常利益は 22 百万円となりました。また、事業再生計画に従い、保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、7,861 百万円の固定資産の減損損失を計上したことなどにより、当期純損失は 6,022 百万円となりました。

当社の品質管理・保証につきましては、2019 年の品質保証に関する不適切事案を受け 2021 年 1 月 5 日付けて認証取得し、2024 年 1 月 5 日付けにて認証更新した ISO9001 の周知徹底、維持管理に引き続き取り組みました。今後も、コンプライアンス教育、定期的な内部監査の実施等により ISO の浸透に努め、再発防止に取り組んで参ります。

当社製造の短纖維原綿につき、不織布シートの製造物責任に基づく損害賠償請求訴訟が 2021 年並びに 2022 年に提訴され、ユニチカ株式会社と共同で対応を行っております。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は 152 百万円(検収受入ベース)であり、生産設備の更新を主とした投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

長期借入金については、2023 年 3 月実施のリファイナンスに加え、ユニチカ株式会社から建物整備に関する設備資金並びに運転資金として引き続き 1,400 百万円の融資を受けた結果、当期末残高は 6,017 百万円と変化ありません。短期借入金についても当期末残高 1,405 百万円と変化ありません。

その結果、当期末の借入金残高は総額で 7,422 百万円となっております。

なお、金融機関からの借入金残高全額に対してユニチカ株式会社の債務保証の差し入れを受けております。

(4) 対処すべき課題

当社は、2023年5月12日付けユニチカ株式会社公表のユニチカグループ新中期経営計画におけるユニチカグループのポリエステル事業の成長と安定化の基盤を固めるため、製造会社として、安定生産とコスト削減、サステナビリティの推進に資する新素材・新商品の開発に取り組んで参りました。

しかしながら、ユニチカグループは、収益性の低下により資金創出力が失われ、自力での資金繰りが困難となり、高分子等の将来性ある事業への投資も限られ、今後の事業継続、発展が見込み難い状況に陥ったことから、不採算事業からの撤退を含む抜本的な構造改革を骨子とした事業再生計画を立案し、地域経済活性化支援機構からの支援を受けながら再建を目指すことを決定しました。これを受け、2025年3月期は固定資産の減損損失の計上により、当期純損失60億円という多額な損失を計上することになりました。

当社としましても、グループ事業再生計画の確実な遂行を最優先で対処すべき課題ととらえております。当社の事業内容は不採算事業に分類されていますが、清算又は事業譲渡の判断は2025年8月に実施し、2026年9月ごろまでを目途に供給責任を果たすべく製造を継続する予定です。

また、資金面においても親会社であるユニチカ株式会社からの継続的な財務支援により、資金繰りの懸念はないものと考えています。加えて、新たに機構から取締役や監査役の派遣を受け入れ、組織運営体制の強化を行います。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

また、短纖維原綿に係る損害賠償請求訴訟について、ユニチカ株式会社と共同で適切な対応を行って参ります。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	期別	第65期 (2021年度)	第66期 (2022年度)	第67期 (2023年度)	第68期 (2024年度)
売上高	百万円	12,439	14,508	14,239	13,948
経常利益	百万円	155	23	23	22
当期純利益 (△は損失)	百万円	9	13	12	△6,022
1株当たり当期純利益 (△は損失)	1円23銭	1円66銭	1円57銭	△752円76銭	
総資産	百万円	17,047	18,090	17,722	10,511
純資産	百万円	6,550	6,564	6,576	547
1株当たり純資産	818円84銭	820円50銭	822円07銭	68円47銭	

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社への出資比率	主要な事業内容
ユニチカ株式会社	100百万円	85.01%	高分子等の製造販売

② 親会社との取引に関する事項

製品販売価格は総原価にマージンを加えて決定し、その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しており、当社の利益を害さないとの取締役会判断をしております。

(7) 主要な事業内容

当社は、ポリエスチル繊維及びポリエスチル樹脂の製造及び販売を主たる業としております。

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区
岡 崎 工 場 (本 店)	愛 知 県 岡 崎 市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数
1 6 8 名	△ 2 7 名

(10) 主な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1, 688百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2, 883
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	977
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	475
ユ ニ チ カ 株 式 会 社	1, 400

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 1 2, 5 0 0, 0 0 0 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8, 0 0 0, 0 0 0 株 |
| (3) 株主数 | 2名 |
| (4) 大株主 | |

	持 株 数
ユニチカ株式会社	6, 8 0 1 千株
三菱ケミカル株式会社	1, 1 9 9

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼務の状況
古賀 裕久	代表取締役社長	—
坂井 満喜子	取締役	—
北野 正和	取締役（非常勤）	ユニチカ株式会社 取締役常務執行役員
片平 新一郎	取締役（非常勤）	—
杉澤 滋	監査役（非常勤）	ユニチカ株式会社 監査役

(注1) 2025年4月30日付で、取締役坂井満喜子、北野正和、片山新一郎の3氏並びに監査役杉澤滋が辞任しております。

(注2) 2025年4月30日付で、藤本慎司並びに大熊裕之の両氏が取締役（非常勤）に就任し、中野信介が監査役（非常勤）に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と2025年4月30日に就任した監査役中野信介は、同日付で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 2名 19百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬

6百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

6百万円

(注) 監査役は、会計監査人の前期監査実績および当事業年度の監査計画における監査時間・配員・職務遂行状況等を評価・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備および運用状況

当社は、2021年9月9日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して見直し、下記のとおりその基本方針を決議いたしました。

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会が、定款及び社内規程に基づき、当社の経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進について当社を総括する。
- (3) 当社の取締役及び使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するための具体的な基本方針・行動基準は、当社の親会社であるユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」という。）によって制定された「ユニチカグループ企業行動憲章」、「ユニチカグループ行動基準」に従う。またこれらの内容を社長が率先して社内に周知徹底する。
- (4) 当社における法令・定款・社会規範等に違反する行為について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づくユニチカの内部通報窓口を使用することとし、社長は従業員等に対し周知する。
- (5) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (6) 反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応を取る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

「文書管理規程」等に則り、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するとともに情報の改ざん、漏えいを防止する措置を講ずる。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の事業活動に潜在するリスクを特定し、リスクの低減を図るため、コンプライアンス委員会においてリスクに対応する。
- (2) 当社の事業活動において重大な経営リスクが発生した場合、コンプライアンス委員会を開催し、対応方針を決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた「権限規程」「業務分掌規程」等に則り、効率的な業務運営を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

社長は、コンプライアンス体制、情報の保存管理体制、リスクの管理体制及び職務執行体制並びにこれらの遵守・執行の状況につき、適宜親会社の該当部門と情報交換の場を持つ。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から求めがある場合、監査業務を補助すべき使用人（以下監査役スタッフ）を置く。

7. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとし、その評価及び異動については、会社が監査役と事前に協議を行う。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役は、重要な会議などを通じて監査役に業務執行状況の報告をする。
- (2) 当社の取締役及び使用人は、損害を及ぼすおそれのある事実や、法令・定款・社会規範などに反する行為を発見した場合は速やかに監査役に報告する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査業務を妨げることのないよう適正に前払又は償還を行う。また、支出の都度、当社の経理処理手続きに従い、適正に処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役、会計監査人は連携を保ち、監査機能の実効性を確保する。
- (2) 監査役は、取締役会、重要な会議に出席する。
- (3) 監査役と代表取締役は、定期的に情報と意見を交換する。

当社は上記の業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針に従い、体制の整備とその適切な運用に努めています。当期の運用状況の概況については、以下のとおりです。

なお、当事業年度において当社は監査役スタッフを置いておりません。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社が属する企業集団であるユニチカグループの「ユニチカグループ企業行動憲章」「ユニチカグループ行動基準」を、当社の常勤役員及び全従業員に配布し、定期的な読みあわせを実施しております。内容を充分に説明して周知させた上で各自が冊子に自署し、携帯版と共に保管しております。
- ・当社の部課長相当職以上の役職者は、「ユニチカグループ企業行動憲章」「ユニチカグループ行動基準」の遵守に関する宣誓書をリスク・コンプライアンス主管部署及びユニチカグループのリスク・コンプライアンス主管部署に対し提出しました。
- ・当社社員の出向元であるユニチカ株式会社のコンプライアンス研修を全役員、全従業員が受講しました。また、新入社員研修及び各階層の昇格者研修においてもコンプライアンス研修を実施しました。
- ・半期ごとにリスク・コンプライアンス主管部署並びにグループ親会社であるユニチカ株式会社の管轄部署及びリスク・コンプライアンス主管部署に対し、コンプライアンス報告書を提出しました。
また、コンプライアンス委員会にコンプライアンス関連事案を報告しました。
- ・製造部門において品質保証に関する不適切な手続きを継続していた事案につきましては、再発防止を目的とした諸施策の一つとして2021年に認証取得し、2024年1月に認証更新したISO9001の周知徹底、維持管理に取り組みました。今後も、コンプライアンス教育、定期的な内部監査の実施等によりISOの浸透に努め、再発防止に取り組んで参ります。

(2) リスクマネジメントに関する取り組み

- ・規程の適正な運用に努め、取締役会のほか、社内の定例会議等により、重要案件の審議を慎重かつ効率的に行ってています。
- ・財務報告の信頼性を確保するために、当社が属する企業集団であるユニチカグループの内部統制評価規程に従って全社統制及び業務プロセスの整備を行い、ユニチカグループの管轄部署及びリスク・コンプライアンス主管部署による評価を受けています。
- ・事業継続計画の観点から、老朽化した工場設備の更新を計画的に進めています。
- ・当社製造の短纖維原綿につき、不織布シートの製造物責任に基づく損害賠償請求訴訟が 2021 年ならびに 2022 年に提訴され、ユニチカ株式会社と共同で対応を行っております。

(3) 監査役の職務執行に関する取り組み

- ・監査役は業務執行取締役から定期的又は必要に応じてヒアリングを行い、また、「取締役会」などの主要会議への参加、「月次報告」の資料の閲覧等により、当社の事業の状況並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの状況等の重要課題に関する情報を適時に収集しました。
 - ・監査役は四半期ごとまたは必要に応じて会計監査人と情報交換を行いました。また、代表取締役に対し監査状況を報告しました。
 - ・監査役は、当社の取締役会等重要な会議に出席して当社の重要課題に関する情報を適時に収集し、必要に応じて意見を述べました。
- 短纖維に関する損害賠償請求訴訟の事案に対し、業務執行取締役から迅速に現況情報を収集し、取締役会、コンプライアンス委員会ならびに業務執行取締役との情報交換の場で意見を表明しました。

事業報告に係る附属明細書

第68期 2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

日本エステル株式会社
代表取締役社長 古賀 裕久

1. 取締役および監査役の兼務の状況の明細

区分	氏名	兼務する他の会社名	兼務の内容	摘要
取締役	北野 正和	ユニチカ株式会社	取締役常務執行役員	
監査役	杉澤 滋	ユニチカ株式会社	監査役	

第68期 2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで

計 算 書 類

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

日本エステル株式会社
代表取締役社長 古賀 裕久

貸 借 対 照 表

〔 2025年3月31日現在 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>(資産の部)</u>		<u>(負債の部)</u>	
<u>流動資産</u>	<u>6, 424</u>	<u>流動負債</u>	<u>8, 311</u>
現 金 及 び 預 金	3 6 3	支 払 手 形	0
売 掛 金	2, 0 6 0	買 掛 金	1, 5 7 6
製 品	2 8 7	短 期 借 入 金	1, 4 0 5
仕 掛 品	2, 0 3 9	一 年 以 内 返 済 予 定 の	4, 6 1 7
原 材 料 及 び 貯 藏 品	5 8 6	長 期 借 入 金	
前 払 費 用	3 7	未 払 金	5 1 3
短 期 債 権	1, 0 4 8	未 払 費 用	5 8
そ の 他	2	未 払 法 人 税 等	1 9
		預 り 金	1 7
		賞 与 引 当 金	9 1
		設 備 関 係 未 払 金	9
<u>固定資産</u>	<u>4, 087</u>		
<u>有形固定資産</u>	<u>2, 829</u>	<u>固定負債</u>	<u>1, 651</u>
建 物	0	長 期 借 入 金	1, 4 0 0
構 築 物	0	土 地 再 評 価 に 係 る	2 3 6
機 械 装 置	0	繰 延 税 金 負 債	
車 両 運 搬 具	0	長 期 未 払 金	1 5
工 具 器 具 備 品	0		
土 地	2, 828	<u>負 債 合 計</u>	<u>9, 963</u>
建 設 仮 勘 定	0		
<u>無形固定資産</u>	<u>0</u>	<u>(純資産の部)</u>	
ソ フ ト ウ ェ ア	0	<u>株 主 資 本</u>	<u>3 4</u>
そ の 他	0	<u>資 本 金</u>	<u>4, 0 0 0</u>
<u>投資その他の資産</u>	<u>1, 258</u>	<u>資 本 剰 余 金</u>	<u>2 0</u>
長 期 未 収 入 金	1 5	資 本 準 備 金	2 0
繰 延 税 金 資 産	1, 241	<u>利 益 剰 余 金</u>	<u>△ 3, 9 8 5</u>
そ の 他	0	利 益 準 備 金	2 2
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 4, 0 0 8
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 4, 0 0 8
		<u>評 価 ・ 換 算 差 額 等</u>	<u>5 1 3</u>
		土 地 再 評 価 差 額 金	5 1 3
		<u>純 資 産 合 計</u>	<u>5 4 7</u>
資 产 合 計	1 0, 5 1 1	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1 0, 5 1 1

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月 1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	13, 948
売 上 原 價	13, 589
売 上 総 利 益	359
販売費及び一般管理費	214
営 業 利 益	144
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	22
受 取 貸 貸 料	22
雜 益	1
	46
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	135
賃 貸 原 價	12
保 証 料	21
雜 損	0
經 常 利 益	169
	22
特 別 損 失	
減 損 損 失	7, 861
税 引 前 当 期 純 損 失	7, 861
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7, 839
法 人 税 等 調 整 額	3
当 期 純 損 失	△1, 820
	△1, 817
	6, 022

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

[2024年4月 1日から
2025年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
2024年4月1日残高	4,000	20	20	22	560	582	4,602
事業年度中の変動額							
当期純損失					6,022	6,022	6,022
土地再評価差額金の取崩					1,453	1,453	1,453
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△4,568	△4,568	△4,568
2025年3月31日残高	4,000	20	20	22	△4,008	△3,985	34

	評価・換算差額等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	1,973	1,973	6,576
事業年度中の変動額			
当期純損失			6,022
土地再評価差額金の取崩			1,453
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△1,460	△1,460	△1,460
事業年度中の変動額合計	△1,460	△1,460	△6,028
2025年3月31日残高	513	513	547

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産 ・・・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
定率法
無形固定資産
定額法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債

(1) 当会計年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 1, 241百万円
繰延税金負債 236百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、繰延税金資産について、その回収可能性を考慮して評価性引当額を計上しています。評価性引当額を計上する際には将来課税所得を合理的に見積もっています。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積もりに依存するので、その見積額が減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
有形固定資産 2, 829百万円
無形固定資産 0百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候判断については、事業用資産の営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしています。

固定資産のうち減損の兆候がある資産について、当該資産から得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

その際の回収可能価額は不動産鑑定基準に基づいて算出した正味売却可能価額により算定しています。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保資産及び担保付債務

建物	0百万円
構築物	0百万円
機械装置	0百万円
車両運搬具	0百万円
工具器具備品	0百万円
土地	2, 828百万円
計	2, 828百万円
上記に対応する債務	4, 617百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

61, 086百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2, 468百万円
長期金銭債権	15百万円
短期金銭債務	462百万円
長期金銭債務	1, 400百万円

(4) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日政令第119号）第2条第5号に定める、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しております。

②再評価を行った年月日 2000年3月31日

③同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地再評価後の帳簿価額の合計額との差額は683百万円であります。

(5) 偶発債務

当社が事業を遂行していく上で、取引先や第三者との間で訴訟等が発生し、当社の業績又は財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

①当社、親会社であるユニチカ株式会社およびその他3社の計5社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、代表者東亜建設工業株式会社およびその他2社の計3社で構成された特定建設工事共同体から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2021年8月24日に受領しました。

その内容は、那覇空港滑走路増設埋立工事の一部工区に、当該高伸度防砂シートを使用したところ、短時間で著しく強度低下したために破れが発生し、これに伴い陥没や空洞が発生したことから補修工事を余儀なくされたことを理由に、被告らに製造物責任ないし瑕疵担保責任に基づく損害賠償（2, 142百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものです。

なお、2024年1月15日に原告は、被告らに対する請求額について、訴訟提起時において未了であった補修工事は見込額を記載していたことから、工事実績値に合わせて1, 835百万円に減縮する申立てを行っています。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存です。

②当社、親会社であるユニチカ株式会社およびその他3社の計5社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、住吉工業株式会社（以下「原告」という。）から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2022年1月21日に受領しました。

その内容は、原告が請負人となっている下関港（新港地区）ケーソン製作工事外1件において当該高伸度防砂シートを使用したところ、当該高伸度防砂シートの破損及び強度低下が確認され、本工事につき岸壁構造としての性能が発揮できていないとして工事発注者が原告に瑕疵修補を請求し、これに応じて原告が修補工事を行ったことにより、工事費用相当額の損害を被ったとして、被告らに製造物責任に基づく損害賠償等（60百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものです。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存です。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	1 1, 0 0 3 百万円
仕 入 高	1, 6 7 9 百万円
その他の営業取引高	3 8 百万円
営業取引以外の取引高	1 1 0 百万円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
愛知県 岡崎市 (日本エステル株式会社 岡崎工場)	エステル製造事業	土地、建物、機械及び装置他	7, 8 6 1

当事業年度において、収益性が低下した事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、当資産グループの回収可能価額は不動産鑑定基準に基づいて算定した正味売却可能価額としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における発行済株式数

普通株式 8, 0 0 0, 0 0 0 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	2 8 百万円
減価償却費	3 百万円
減損損失	4 3 百万円
長期未払金	4 百万円
繰越欠損金	2, 4 4 6 百万円
その他の	1 0 百万円
繰延税金資産 小計	2, 5 3 7 百万円
評価性引当金	△ 6 2 8 百万円
繰延税金資産 合計	1, 9 0 8 百万円

繰延税金負債

長期未収入金	△ 4 百万円
土地に関する税務上の簿価見直し	△ 6 6 1 百万円
繰延税金負債 合計	△ 6 6 6 百万円
繰延税金資産の純額	1, 2 4 1 百万円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関及び親会社からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額（※2）	時価（※2）	差額
(1) 現金及び預金	363	363	—
(2) 売掛金	2,060	2,060	—
(3) 支払手形	(0)	(0)	—
(4) 買掛金	(1,576)	(1,576)	—
(5) 短期借入金	(1,405)	(1,405)	—
(6) 長期借入金（※1）	(6,017)	(6,014)	3

(※1) 1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※2) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 支払手形、(4) 買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金も含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ユニチカ(株)	(被所有) 直接85.01	当社製品の販売、原料等の仕入れ、役員の兼任、倉庫の賃貸、資金の借入等	当社製品の販売 原料等の仕入 PCB処分立替費用 倉庫の賃貸 資金の預入 資金の借入 借入金の利息 借入金の保証料 預入金の利息	11,003 1,679 15 22 1,000 1,400 27 21 22	売掛金 買掛金 未払金 長期未収入金 短期債権 長期借入金	1,466 18 443 15 1,002 1,400
主要株主	三菱ケミカル(株)	(被所有) 直接14.99	原料の仕入れ	原料の仕入	4,711	買掛金	748

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	ユニチカ トレーディング(株) (ユニチカ(株)の子会社)	なし	当社製品の販売	当社製品の販売	2,893	売掛金	590

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 68円47銭
 (2) 1株当たり当期純損失 752円76銭

第68期
$$\begin{cases} 2024年 4月 1日から \\ 2025年 3月31日まで \end{cases}$$

計算書類に係る附属明細書

日本エステル株式会社
代表取締役社長 古賀 裕久

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	(注1) 当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は 償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形固定資産	建物	10, 296	5	1, 853 (1, 846)	8, 448	8, 448	119	0
	構築物	10, 221	3	680 (676)	9, 544	9, 544	25	0
	機械装置	44, 263	(注2) 182	(注3) 3, 184 (3, 026)	44, 261	41, 261	292	0
	車両運搬具	14	—	0 (0)	13	13	0	0
	工具器具備品	1, 975	17	174 (145)	1, 818	1, 818	25	0
	土地	4, 940	—	2, 111 (2, 111)	2, 828	—	—	2, 828
	建設仮勘定	79	(注4) 172	251 (21)	0	—	—	0
	計	71, 790	381	8, 256 (7, 829)	63, 915	61, 086	462	2, 829
無形固定資産	ソフトウェア	12	23	31 (31)	4	4	4	0
	その他	0	—	0 (0)	0	—	—	0
	計	13	23	32 (32)	4	4	4	0

(注1) 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

(注2) 紡糸9Kスピニングビーム更新(49百万円)、16B系列ワインダー制御機の更新(16百万円)、

57号変圧器の更新(16百万円)、GR-3 PETフレーク投入設備設置(11百万円)等。

(注3) 不要資産の廃棄(E1)(93百万円)、不要資産の廃棄(E3課捲取)(11百万円)、

紡糸4, 5K空調制御機器部分更新に伴う廃棄(8百万円)等。

(注4) 紡糸9Kスピニングビーム更新(49百万円)、16B系列ワインダー制御機の更新(16百万円)、

57号変圧器の更新(16百万円)、DSC装置の更新(11百万円)等。

(2) 引当金の明細

(単位:百万円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	98	91	98	91

(3) 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
運 送 費	3 5	
保 管 料	3 1	
役 員 報 酬	1 9	
賃 金	7	
賞 与	0	
法 定 福 利 費	2	
賃 借 料	2	
保 険 料	1 0	
租 税 公 課	3 3	
会 員 費	1 2	
特 許 使 用 料	1 2	
雜 費	4 7	
計	2 1 4	

(別紙3)

ユニチカエスティ株式会社 貸借対照表
(2025年10月6日現在)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1	流動負債	-
現金及び預金	1	固定負債	-
		負債合計	-
固定資産	-	(純資産の部)	
		株主資本	1
		資本金	1
		純資産合計	1
資産合計	1	負債純資産合計	1